

## 亀山市告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年3月15日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 変更があった地縁による団体の名称

出屋自治会

### 2 変更があった事項及びその内容

#### (1) 区域

変更前 本会の区域は、亀山市下庄町のうち字中日焼、下日焼（551番地の4、551番地の5、553番地の4、553番地の7及び554番地の1を除く。）、石鳥羽、野中、タコ山、西谷及びとふでんの全域とする。

変更後 本会の区域は、亀山市下庄町のうち字中日焼、下日焼（551番地4、551番地5、553番地4、553番地7及び554番地1を除く。）、石鳥羽、野中、タコ山、西谷及びとふでんの全域とする。

#### (2) 主たる事務所の所在地

変更前 本会の事務所は、三重県亀山市下庄町806番地の3に置く。

変更後 本会の事務所は、三重県亀山市下庄町806番地3に置く。

#### (3) 規約で定めた解散の事由

変更前 本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項の規定により解散する。

変更後 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

### 3 変更の年月日

令和2年9月5日

### 4 変更の理由

(1) 平成21年3月28日戸籍電算化に伴う戸籍の改製により、枝番「の」が削除されたことによる

(2) 地方自治法の一部改正による